

平成 25 年 12 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成25年12月 9 日（月）

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成25年第4回（12月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成25年12月9日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第87号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
日程第2 議案第88号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第3 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について
日程第5 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
て
日程第10 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第11 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
て
日程第12 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員
委員	大田勝義	議員	委員	小嶋真由美	議員
〃	上疆	議員	〃	神武綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
市民課長	宮原広富美	環境課長	田中縁
福祉課長	阿部宏亮	高齢者支援課長	平田良富
保健センター所長	井浦真須己	国保年金課長	永田宰

子育て支援課長 小 嶋 禎 二

人権政策課長 諫 山 博 美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 坂 口 進

議事課長 櫻 井 三 郎

書 記 力 丸 克 弥

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第87号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

太宰府市女性センタールミナスの現在の指定管理期間が、平成26年3月31日をもって満了となりますので、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定によりご提案をするものです。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

<可決 賛成5名 反対0名 午前10時02分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第88号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第2、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(平田良富) 議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。議案書の19ページでございます。

太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補に選定しましたので、ご提案いたしました。

その理由といたしましては、これまでも社会福祉協議会は管理運営面において十分な実績を有していること、及びセンターの管理運営につきましても誠実に履行なされていることから、引き続き指定管理者に指定することが効果的と考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成5名 反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第3、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(小嶋禎二) 議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書につきましては47ページから49ページ、条例改正新旧対照表につきましては24ページとなります。

議案書の48ページをご覧ください。下のほうとなります。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとしまして、平成24年8月に公布されました「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格施行される予定であります。

今回の「子ども・子育て支援法」の制定によりまして、すべての市町村におきましては、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づきまして、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するようになります。

また、本計画に子育てに関わる当事者の意見を反映し、地域の実情を踏まえた子育て施策を展開するため、地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めるものとされております。

この子ども・子育て会議の役割につきましては、幼稚園・保育所等の教育・保育施設や、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更する際は、この会議の意見を聞かなければならないとされております。

今回、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づきまして、子育て支援団体・保育所、幼稚園学童保育所の保護者など関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 子育て会議について、今のべられてましたが、何人ぐらいの会議になるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 太宰府市子ども・子育て会議の委員の人数につきましては12人以内で組織しまして、関係機関の職員、関係団体の代表、識見を有する者、その他市長が適当と認める者の内から市長が委嘱するようにいたしております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第4、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計

条例の制定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） おはようございます。

議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案書は65ページ及び66ページになっております。

この審査会は、平成18年に障害者自立支援法に基づきまして、対象者が障害福祉サービスを利用するにあたりまして、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案するための事項の一つとして、サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に表す区分を決定する場として筑紫地区4市1町で共同設置しているものでございます。

この庶務を処理します担当市町につきましては、2年間を1期としまして、関係市町で持ち回りしておりまして、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで太宰府市が担当となりますことから、地方自治法第209条第2項に基づきまして本条例を制定のうえ、特別会計を設置し、事務処理にあたるものであります。

なお、本審査会の名称につきましては、2日目の本会議で議決いただきましたとおり、現在の「障害程度区分」が平成26年度から「障害支援区分」に変更となりますことから、「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例」といたしております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） その特別会計ができて、審査会は各市からでてくる・・・どういう方々が審査員にはなれるのか、わかりましたら教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） この分につきまして筑紫地区障害程度区分等審査会規則というのがございまして、その中でこの会議については審査会の会長、それから医師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士というような方々がですね、委員になられております。

各市町にですね、この合議体が設置されておりました、大きく分けまして身体の部分と、それからもうひとつ知的、精神の部分と2つの合議体を各市持っておりまして、その委員会については各5名で編成されておるところでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 各市に持っているということは合同で会議するということですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮）　そうです。

年間でスケジュール、回数が定められておりまして、そのスパンスパンでですね、4市1町からでできました申請についてですね、直近の合議体で審査をしていくという形になります。

○委員長（小柳道枝委員）　他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員）　これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員）　これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員）　全員挙手です。

したがって、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決　賛成5名　反対0名　午前10時04分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5　議案第107号　太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員）　日程第5、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富）　議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の67、68ページでございます。

今回の条例改正は、地域密着型サービス事業所が事業指定申請をされる際に、審査事務手数料を新たに徴収するというものでございます。

平成18年度の介護保険法の改正による地域密着型施設の新設により、市において指定申請及び指定更新申請に伴う審査事務を行うことになりましたが、その際の手数料については、民間活力

による事業所の参入を即すため、審査事務手数料は無料としておりましたが、現在は、ほぼ安定した状況となっており、県内や近隣の状況から判断いたしまして、平成26年度から手数料を徴収することとしました。

具体的に申し上げますと、太宰府市には地域密着型サービス事業所として、認知症対応型共同生活介護施設、通称グループホームが6カ所、小規模多機能型居宅介護施設3カ所、認知症対応型通所介護施設、通称認知症デイサービスと申しますが2カ所の計11カ所ございます。6年に1回、指定の更新時に手数料を徴収するというものでございます。

手数料は、県内の状況等から判断しまして、新規申請の場合は30,000円、更新申請の場合は20,000円といたしました。

以上の改正を条文化したものが、今回の手数料条例の改正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） この表の一番右側のところがなんの表かわからんけど、備考かなんかだとは思うんだけど、この中では同一事業者が同種の地域の密着型サービスうんぬんして、サービスに係る手数料は徴収しないというのは、この30,000円、20,000円が一緒の時には徴収しないということかな。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） いま言われましたところでございますが、ちょっとわかりにくいもので、申し訳ないんですが、これはですね、同一事業所と言うのが、一つの例えばグループホームでございますけれども、要介護の分の資格で一つ、要支援の方を入れる分で一つと、それぞれ本来指定を更新を受けなければならないと、ただし、同一月でなされますので、その分は1回分しか取らないと、ですから更新時には20,000円、新規の場合には30,000円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について

○委員長(小柳道枝委員) お諮りします。

日程第6、議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長(諫山博美) それでは議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年4月1日から消費税等が5パーセントから8パーセントに改正されることに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

まず、議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」につきましては、条例改正新旧対照表の46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。

46ページに第9条関係の別表としまして、現行の使用料等を掲載しております。47ページに第9条関係の別表として、消費税等の改正に伴います使用料及び冷暖房料改正案を掲載しております。

併せまして、現行の別表の備考1の「使用料及び冷暖房料の額は消費税等を含んだものとする。」を改正案の別表備考1としまして「使用料及び冷暖房料の額は、消費税等を含んだものと

し、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。」と改正するものです。

次に議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」につきましては、南体育館の使用料の改正でございます。

条例改正新旧対照表の48ページをお開きいただきたいと思います。

ここに第3条関係の別表の現行と改正案の使用料を掲載しております。

今回の消費税等の改正に伴いまして、体育室の市内者と市外者の使用料のみが改正となるものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第108号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第109号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第108号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第109号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」、討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 第108号の議案に対しまして、反対の立場で討論に参加をいたします。

来春、消費税が8パーセントになることからの改正ですが、日本共産党は消費税増税に反対の立場です。

市民の皆さんの趣味のサークル活動や文化活動の場である施設使用料、それから市民の日常生活に増税がかかってくるということから、この議案に対しては反対の立場をとらせていただきます。

あと出てきます。109号、110号、111号に対しても、同じ内容で反対の立場をとりたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時22分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 次に議案第109号「太宰府市人権センター施設使用料条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号「太宰府市人権センター施設使用料条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、議案第109号「太宰府市人権センター施設使用料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時23分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小柳道枝委員) お諮りします。

日程第8、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（田中 縁） 議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、及び議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、続けてご説明をさせていただきます。

議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、議案書73ページでございます。

これにつきましては平成26年4月からの消費税の税率改正に伴う改正でございます。条例第8条第2項に規定しております、抑留手数料にかかる消費税の税率を改正する必要が生じたので、今回改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては49ページになります。

49ページのほうをご覧くださいまして、第8条第2項、100分の105を100分の108に改正するところでございます。

対象となる手数料は以下の3つ、抑留手数料、飼育手数料、返還手数料でございます。

続きまして、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は75ページとなりますが、新旧対照表の50ページ、51ページのほうでご説明をさせていただきます。

条例第10条第1項の一般廃棄物収集手数料につきましては、先ほどの議案第110号と同様に消費税法の税率改正に伴って、100分の105を100分の108に改正するものでございます。

また併せて別表中、その後段になりますが、別表の1、ごみ手数料、及び2、し尿手数料につきましては、今回規定の削除を提案させていただいております。

理由といたしましては、本市が事業系の一般廃棄物及びし尿の収集、運搬につきましては、市の直営または委託という形で行っておりませんので、市の手数料として規定することは本来できないものということでございまして、削除の必要があるということで、県の廃棄物対策課のほうから指導がございましたので、今回削除を提案させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第110号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第111号について質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） その別表の分のことですが、手数料が取れないから削除したというのは一般世帯以外のことですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（田中 縁） 市の手数料として条例に規定することができないという意味でございます、事業系の一般廃棄物ですとか、し尿の収集に関しましては許可制度で行っておりますので、市が直接行っている事業という形ではございません。そのために事業系の一般廃棄物の場合は事業者と収集業者さんとで契約をしていただいて収集業者のほうに手数料を払っていただいております。

事業系一般廃棄物と、し尿に関しましては、市が行なう事業ではありませんので、条例の中に手数料として規定するという事は本来できないということになります。

現状、契約の形といたしましては事業者さんと収集業者さん。それから、し尿に関しては、し尿収集を依頼される一般世帯の方と収集業者さんとの契約関係となります。

これが市の直営で職員が行ないましたり、業務委託という形で収集を行っている場合は条例に必ず手数料として規定しなさいということになっておりますけれども、本市におきましては許可業者による収集という形をとっておりますので、市の手数料という形ではございませんので、この分は削除するように県の指導がございました。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） それがちよっとわからないこと、76ページの別表第10条関係とあるんですが、そこをもってきてらんからわからんとですけど、この分の手数料というのはその関係じゃないわけ。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（田中 縁） 改正という形で残しております一般家庭の手数料は無料と書いておりますが、それと家庭系の廃棄物の臨時収集と犬、ねこ等の死体処理につきましては、市が委託業務という形で行っておりますので、これは市が徴収する手数料という形になります。

ですので、市の歳入として手数料を市が頂戴するという形になります。ですので、これに関しては市の手数料ということで残しております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） この分は消費税はかからないのかな。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（田中 縁） 消費税につきましては第10条第1項の一般廃棄物収集手数料ということで、この表に載っておりますものは全て対象になります。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 新旧対照表でいくとどこになるんですかね。消費税がみえないんですよ。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（田中 縁） 新旧対照表の51ページに別記という形で載せさせてもらっております。上が現行の表ですね、事業系廃棄物とか掲載してありますけれども、改正案のほうで家庭系の廃棄物のみ掲載させてもらっております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） ここでは、消費税の欄はない・・・これは込みかね、消費税込みになってい  
れば金額はあがらないかんとかね。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（田中 縁） この改正につきましては前段ですかね、第10条第1項の改正で100分の  
108に改正するというので、これが全部別表にかかるということになります。

（上委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第110号について意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第111号について意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、  
討論はありますか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 先ほどの議案第108号、109号と同じ立場で反対の討論です。

市民の皆さんの日常生活の中に増税がかかっていることに関しまして、反対の立場をとらせて  
いただきます。

○委員長（小柳道枝委員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時35分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 次に議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第10、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正項目について併せて説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書12、13ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、福祉事務所庶務関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 補正予算書の12、13ページでございますが、3款1項1目社会福祉総務費についてであります。

43の福祉事務所庶務関係費にところでございますが、25節積立金になります。地域福祉基金への積立金として60万円を計上させていただいております。

これは、既に新聞、市広報でもご承知のことと思いますが、去る10月10日に高齢者の女性、市民の方から匿名により現金書留で60万円の寄附が福祉課へ送金されてきておりますことから、9ページのほうをちょっとお開きいただきたいと思います、9ページの一番下の枠のところになります。17款1項4目民生費寄附金、福祉事業指定寄附といたしまして60万円を受け入れたのちに、13ページのほうに戻りますけども地域福祉基金へ積立金として繰出すものでございます。

なお、この寄附金の使途につきましては、現在、健康福祉部を中心といたしまして、どのような使い道をするのかということについて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に同目、社会福祉総務費、特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 特別会計関係費641万6,000円の補正について、ご説明申し上げます。

28節、繰出金としまして国民健康保険事業特別会計繰出金、同額の641万6,000円を計上しているものでございまして、これにつきましては国保特会の職員給与費、こちらのほうが当初予算編成時につきましては昨年12月時点の職員配置で予算計上させていただいておりましたものが、4月1日、7月1日等の人為異動等によりまして、職員給与費が補正となりますものですから、国民健康保険事業への、職員給与費等繰入金として繰出すものを計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、14、15ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費について、説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 3款1項2目老人福祉費、細目番号026、特別会計関係費35万6,000円について、ご説明申し上げます。

今回、介護保険事業特別会計で紙おむつ給付費の不足分を補正しておりまして、それに対する一般会計からの繰入金を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款1項4目障がい者自立支援費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項4目障がい者自立支援費についてでございます。障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費、20節の扶助費の介護・訓練等給付費につきましては、サービス利用者数が当初見込数から増加しておりますことに伴いまして、上半期9月までの予算執行率も約60パーセントに達しております、今後予算に不足を生じることが予測されますので、今回9,900万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、本歳出に対します税源につきましては、国、県併せまして事業費に対する4分の3の負担がございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。まず、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになりますが、国から事業費の2分の1相当額になります4,950万円を自立支援給付費負担金として計上いたしております。

次に、その下の枠になりますが、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金におきまして、県から事業費の4分の1相当額になります2,475万円を自立支援給付費負担金として計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項1目児童福祉総務費から3目保育所費について、説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 3款2項1目児童福祉総務費の事業細目013、その他の諸費807万1,000円でございますが、今回の補正につきましては、先ほどの議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例」で原案可決いただきました、「子ども・子育て会議」開催のための報酬、旅費及び平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されるため、新たな電算システムを構築・導入するための費用を計上させていただいております。

まず、1節報酬の子ども・子育て会議委員、6万6,000円につきましては、5,500円掛ける委員12人の1回分を計上させていただいております。

次に、9節旅費の子ども・子育て会議委員費用弁償、2万5,000円につきましては、2,200円掛ける9人と1,600円掛ける3人の委員12人分の1回分を計上させていただいております。

次に、13節委託料、子ども・子育て支援システム等委託料の798万円につきましては、市町村及び国等が支給認定を受けた者及び確認を受けた施設、事業者の情報管理や給付費の審査支払、交付金の申請、交付等を円滑に実施するために、電子システムを導入するものです。全国のすべての市町村が導入するようになります。

これにつきましては、歳入が関連いたしますので、補正予算書 8 ページ、9 ページをご覧ください。上から太枠で 3 枠目となります。

15 款 2 項 県補助金、2 目 民生費 県補助金、2 節 児童福祉費 補助金の地域子育て活動支援費補助金、798 万円でございますが、福岡県からの 100% 補助を受けまして、歳出金額と同額を補正計上させていただいております。

続きまして、補正予算書の 5 ページをご覧ください。

「第 2 表 繰越明許費 補正追加」の表となりますが、3 款 民生費、2 項 児童福祉費、子ども・子育て支援システム等委託料、798 万円でございますが、国からの業務フローの明確な提示が遅れている関係から、年度内の 3 月 31 日までに事業が完了いたしませんので繰越明許費補正をお願いするものでございます。

次に、歳出に戻りまして、補正予算書の 14、15 ページをご覧ください。

事業細目 010 市立保育所管理運営費、15 節 工事請負費の営繕工事 105 万円でございますが、今回の補正につきましては、平成 6 年に南保育所の保育室に設置しておりますエアコン 1 台がコンプレッサーの動作不良に伴う取り替え工事費が 94 万 5,000 円、及び南保育所の洗濯室での電気の漏電に伴います屋内配線改修工事費 10 万 5,000 円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 児童福祉総務費のその他の諸費、子ども・子育て会議の部分ですけれども、予算が会議 1 回分の 12 名となっておりますけれども、今年度中に、この会議 1 回開くという予定でしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 太宰府市子ども・子育て会議につきましては、第 1 回目の会議を 3 月に開催予定といたしております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） これは要望ですけども、その子ども会議の委員一覧表は出せれますかね。出せるのならいただきたいんですけど。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 今のところ委員は、はっきりと決定しておりませんので、決定次第お渡ししたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款3項2目扶助費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款3項2目扶助費につきましては、生活保護に関するものでございます。生活扶助費650万円と住宅扶助費1,500万円ですが、これは主に衣食その他、日常生活の需要を満たすために必要なもの、及び住居、主には家賃に対しまして扶助するものであります。

年度当初から、依然として現在も保護世帯数が増加しておりまして、年度当初から11月までに28世帯41人増加しておりますことから、今回補正をお願いするものであります。

次に医療扶助4,000万円ですが、同様に保護世帯の増加に伴いまして、前年の上半期述べ受診件数が3,127件と比較しまして、今年度の同時期では3,623件と、述べ件数で約500件増加しておりますことから、医療費総額も増嵩しておりまして、今回4,000万円の補正をお願いするものであります。

20節の扶助費といたしまして、当初予算12億6,876万円に対しまして6,150万円の増額補正お願いしまして、13億3,026万円の歳出とするものであります。

なお、この補正額に伴います歳入についてでございますが、9ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

一番上の枠のところになりますけれども、1款民生費国庫負担金の生活保護費負担金といたしまして国から4分の3にあたります4,612万5,000円を歳入に計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、16、17ページをお開きください。

4款3項1目上水道施設費について、説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（田中 縁） 補正予算書16、17ページ、4款3項1目上水道施設費の事業細目990、公営企業関係費について、ご説明いたします。

福岡地区水道企業団への出資金として出資しております、投資及び出資金でございまして、平成25年度の企業団事業費の増額に伴いまして、本市からの出資金を459万9,000円増額の補正いたしております。

関連しまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。

10ページ、11ページの21款市債になります。21款1項2目上水道事業債、こちらの一般会計出資債ということで、この事業費に相当する起債を行いますので、併せて歳入のほうに450万円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、次に「第3表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

5ページをお開きください。

「指定管理料（女性センタールミナス）」について説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（諫山博美） 5ページ「第3表、債務負担行為補正」追加分でございます。

女性センタールミナスの指定管理料につきましては、先ほど議案第87号で説明いたしましたとおり、平成26年度から平成28年度の3年間の指定管理料としまして6,120万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に「指定管理料（老人福祉センター）」について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 先ほど、議案第88号の「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」でご説明申し上げました分の、債務負担行為補正でございます。

期間は準備行為を含めて平成25年度から平成28年度までで、限度額3,360万円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 先ほどのルミナスと福祉センターの分となんですけれども、現在の今年度までの指定管理料がわかれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 平成25年度までは年間1,080万円を計上させていただいておりました。26年度以降は1,120万円ですね。40万円ほど高くなると、これは光熱費とかの値上げ分でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員、よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 以上で「第3表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

これで議案第112号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで説明、質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第112号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時54分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第11、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

補正予算書26ページから37ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算それぞれに、1億3,874万4,000円を追加し、予算総額を83億8,431万5,000円に増額補正をお願いするものでございます。

補正予算書の事項別明細書によりまして歳出からご説明させていただきます。補正予算書

34、35ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の職員給与費の補正でございますが、2節給料の323万3,000円、3節職員手当等255万1,000円、4節共済費63万2,000円の合計641万6,000円の増額補正でございますが、先ほども一般会計補正予算のところで説明しましたとおり、当初予算編成が昨年12月頃の人員配置で生まれ、その後の4月、7月の人事異動等によりまして生じました不足分を計上しておるものでございます。この職員給与費増額分につきましては、補正予算書32、33ページの歳入のほうになります。8款1項1目一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金で一般会計から充当していただくことから、同額の641万6,000円を計上いたしております。

補正予算書歳出34、35ページにお戻りください。3款1項1目後期高齢者支援金、1,995万4,000円の増額補正でございます。こちらは、75歳以上の後期高齢者の医療給付費が、公費5割、現役世代からの支援金4割、後期高齢者の保険料の1割で賄われることになっておりまして、国保の現役世代の支援金として、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づいて支出するもので、現計予算に対しまして不足いたします、1,995万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に6款1項1目介護納付金1,295万4,000円につきましては、介護保険の第2号被保険者の保健料を社会保険診療報酬支払基金に通知額に基づきまして納付するもので、現計予算で不足する1,295万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、11款1項2目償還金につきましては、24年度に交付を受けました国庫支出金、県支出金等の実績報告に伴います精算返還金でございます。24年度におきまして、見込み額による概算交付を受けておりました負担金、補助金等の実績報告を平成25年度に行いました結果、返還が生じたもので、療養給付費等国庫負担金精算返還金9,798万5,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金3万7,000円、特定健康診査等国庫負担金精算返還金69万9,000円、特定健康診査等県負担金精算返還金69万9,000円、合計9,942万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に歳入のご説明をさせていただきます。32ページ、33ページをお開きください。

4款1項1目前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡の財政調整を行うため、平成20年度から創設された前期高齢者医療制度に基づき、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、通知額によりまして、1億3,232万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8款繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました職員給与費と同額の職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

以上が歳入歳出補正の主な内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで意見交換を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時01分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第12、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書38ページから45ページでございます。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(平田良富) 補正予算書38、39ページをご覧ください。

平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)保険事業勘定について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ180万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を43億6,715万1,000円にお願いするというものでございます。

補正の内容は、44、45ページ、一番下の欄、歳出をご覧ください。

3款2項2目任意事業費、20節扶助費、細目番号005、紙おむつ給付サービス事業180万円について説明させていただきます。

在宅の要介護高齢者に紙おむつの給付を行う「太宰府市紙おむつ給付サービス事業」を行っ

ておりますが、当初の見込みより多くの利用があり、今後給付費が不足する見込みとなりましたので、今回補正させていただいております。

歳入につきましては、この歳出180万円に対しまして、このページの上の欄から、歳入、1款1項介護保険料37万8,000円、2款2項国庫支出金71万1,000円、4款2項県補助金35万5,000円、6款1項一般会計繰入金35万6,000円となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議、お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 参考までに、紙おむつ、1個いくらぐらいで何枚ぐらい購入される予定でしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 紙おむつ給付サービスにつきましては、この事業内容といたしまして、在宅で紙オムツが必要な方に対して、介護保険料の低い方といいますか、第1段階から第3段階の非課税世帯につきましては、月額6,000円、何枚とかではなくて6,000円分のオムツを支給すると、それから第4段階の方が月額3,000円、それ以上の第5段階以上の方については非該当というふうな仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 関連ですが、どんどん増えてくるんだろうと思うのですが、今現在何名ですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 9月末のデータでございますが、登録者といいますか、申し込みをされてあるのが325名です。実際、途中で休止される方、入院されたりとかありますので、月平均で250名ぐらいの方が利用なさっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時06分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時07分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 26 年 2 月 18 日

環境厚生常任委員会 委員長 小柳 道枝